

# 農業者戸別所得補償制度の本格実施

## 対策のポイント

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指します。

## <背景/課題>

- ・ 我が国の農業は、農業所得の激減、農業従事者の減少・高齢化など危機的状況にあります。
- ・ 世界的な人口増加、途上国の経済発展、地球的気候変動による農作物の不作など、世界の食料事情は不安定さを増している中で、国内生産力を確保することが重要となっています。
- ・ 安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務です。

## 政策目標

自給率向上に資する戦略作物の作付面積を24万ha拡大(平成27年度)

## <主な内容>

### I 農業者戸別所得補償制度

[所要額] 7,959億円

#### 1 米及び畑作物の所得補償交付金(特会)

[所要額] 4,209億円

水田・畑地において、生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、販売価格と生産費の差額分に相当する交付金を直接交付します。

##### (1) 交付対象者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

##### (2) 対象作物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

##### (3) 交付単価

###### ① 米(主食用米)

(1,980億円)

米の生産を抑制し、麦、大豆等への転作を進める観点から、標準的な生産費を「経営費+家族労働費の8割」として、販売価格との差額分を10a当たりの単価(全国一律)で直接交付します。

○ 交付単価 : 1.5万円 / 10a

###### ② 畑作物

(2,129億円)

面積だけでは農業者の単収増や品質向上の努力が反映されないことから、数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付する仕組みとします。

### <数量払>

自給率向上に向けて生産拡大を図る必要があることから、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を60kg（1t）当たりの単価で直接交付します。

#### ○ 平均交付単価

|             |              |         |             |
|-------------|--------------|---------|-------------|
| 小麦          | 大豆           | てん菜     | でん粉原料用ばれいしよ |
| 6,360円/60kg | 11,430円/60kg | 6,410/t | 11,600円/t   |

### <面積払（営農継続支払）>

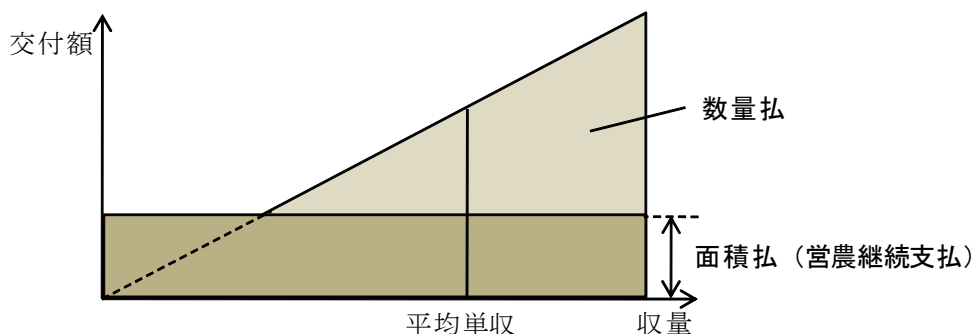
農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、当年産の作付面積に対して10a当たりの単価で直接交付します。

○ 交付単価 : 2.0万円 / 10a（4作物共通）

※ 面積払の交付対象者は、捨てづくりを行うものへの交付を防ぐ措置として、①共済加入者又は②集団で麦、大豆等の生産に取り組む農業者（ブロックローテーション・集落営農）とし、これ以外の者に対しては、数量払のみを行います。

※ そば、なたね、大・はだか麦の交付単価については、生産費調査の結果が明らかになった段階で設定します。

#### ○ 数量払と面積払（営農継続支払）の関係



※ 交付金の支払いは、面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、追加で支払う仕組みとなります。そのため、結果的に、数量払と面積払のいずれか高い額が支払われることになります。

## (4) 加算支払

(100億円)

### ① 品質加算

麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

#### ○ 小麦の品質区分と交付単価

(円/60kg)

| 品質区分<br>(等級/ランク) | 1等    |       |       |       | 2等    |       |       |       |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                  | A     | B     | C     | D     | A     | B     | C     | D     |
| 小麦               | 6,450 | 5,950 | 5,800 | 5,740 | 5,290 | 4,790 | 4,640 | 4,580 |

※ パン・中華めん用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

○ **大豆の品質区分と交付単価** (円/60kg)

| 品質区分(等級) | 1等     | 2等     | 3等     |
|----------|--------|--------|--------|
| 一般大豆     | 12,290 | 11,600 | 10,920 |
| 特定加工用大豆  | 10,240 |        |        |

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

○ **てん菜の品質区分と交付単価** (円/t)

| 品質区分(糖度) | (0.1度ごと) | 17.1度  | (0.1度ごと) |
|----------|----------|--------|----------|
| てん菜      | ▲62      | 6,410円 | +62      |

○ **でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価** (円/t)

| 品質区分(でん粉含有率) | (0.1%ごと) | 18.0%   | (0.1%ごと) |
|--------------|----------|---------|----------|
| でん粉原料用ばれいしょ  | ▲64円     | 11,600円 | +64円     |

② **再生利用加算**

地域の不作付地等の解消計画に従って、不作付地等に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、次の額を5年間支払います。

|    | 平地          | 条件不利地       |
|----|-------------|-------------|
| 水田 | 10,000円/10a | 20,000円/10a |
| 畑  | 20,000円/10a | 30,000円/10a |

③ **集落営農の法人化加算**

集落営農が法人化した際に、対象作物の作付面積に応じて2,000円/10aを1年限りで支払います。

④ **緑肥輪作加算**

畑において、輪作作物の間に1年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合(休閑緑肥)に、その作付面積に応じて10,000円/10aを支払います。

2 **水田活用の所得補償交付金**

2,233億円

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

(1) **交付対象者**

販売目的で対象作物を生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

(2) **交付単価**

① **戦略作物助成**

| 対象作物           | 交付単価        |
|----------------|-------------|
| 麦、大豆、飼料作物      | 35,000円/10a |
| 米粉用・飼料用米、WCS用稲 | 80,000円/10a |
| そば、なたね、加工用米    | 20,000円/10a |

② 二毛作助成 15,000円/10a

水田における主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成します。

③ 耕畜連携助成 13,000円/10a

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を行う農業者に対して助成します。

(3) 産地資金

現行の激変緩和調整枠（22年度：260億円）を発展的に解消するとともに、その他作物への助成（1万円/10a、22年度：204億円）と一体化し、地域特産物の振興、戦略作物の生産性の向上に向けた取組などを支援する「産地資金」（430億円）を創設します。

なお、制度導入時の対象畑作物の生産状況に配慮しつつ、本制度の円滑な導入を図る観点から、都道府県の判断で畑地も対象にできるようにします。

3 米価変動補てん交付金（平成24年度予算計上（特会）） [所要額] 1,391億円

米の所得補償交付金を補完するものとして、米の生産数量目標に従って生産する農業者に対して、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

当年産の販売価格は、出回りから3月までの全国平均の相対取引価格を使用することとし、交付金は翌年度の5～6月頃に支払います。

4 農業者戸別所得補償制度推進事業等 116億円

戸別所得補償制度の実施に必要なとなる、システム開発や直接支払等に要する経費を確保するとともに、生産数量目標の設定、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

○ 農業者戸別所得補償制度の平均交付単価

(千円/10a)

|                       |   | 農業者戸別所得補償制度    |         |                 | 合計<br>③=①+② |
|-----------------------|---|----------------|---------|-----------------|-------------|
|                       |   | 米・畑作物の所得補償     |         | 水田活用の所得補償※<br>② |             |
|                       |   | 基本単価（数量払）      | 左の面積換算① |                 |             |
| 主食用米                  |   | —              | 15      | —               | 15          |
| 麦                     | 田 | 6,360(円/60kg)  | 44      | 35              | 79          |
|                       | 畑 | 6,360(円/60kg)  | 44      | —               | 44          |
| 大豆                    | 田 | 11,430(円/60kg) | 39      | 35              | 74          |
|                       | 畑 | 11,430(円/60kg) | 39      | —               | 39          |
| てん菜                   |   | 6,410(円/t)     | 40      | —               | 40          |
| でん粉原料用<br>ばれいしょ       |   | 11,600(円/t)    | 52      | —               | 52          |
| 飼料作物                  |   | —              | —       | 35              | 35          |
| 米粉用米<br>飼料用米<br>WCS用稲 |   | —              | —       | 80              | 80          |
| 加工用米                  |   | —              | —       | 20              | 20          |

※ 地域の判断によって、産地資金により交付単価が上乘せとなる作物がある。

## II 関連支払

- 1 中山間地域等直接支払交付金 270億円  
条件不利地域における戸別所得補償制度の適切な補完となるよう、農業者に生産条件の不利を補正する交付金を交付します。
- 2 農地・水保全管理支払交付金 [所要額] 286億円  
地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路などの長寿命化のための取組を支援します。
- 3 環境保全型農業直接支援対策 [所要額] 48億円  
地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を実施します。
- 4 甘味資源作物・国内産糖交付金等 [所要額] 597億円  
国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、さとうきび生産者等の経営安定を図るための交付金を交付します。

## III 戸別所得補償制度の導入円滑化のための特別対策

- 1 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業 220億円  
戸別所得補償制度の本格実施に当たり、戦略作物の生産拡大のための排水条件の改良、老朽化施設の修繕等を緊急に実施します。
- 2 戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業 128億円  
戸別所得補償制度の本格実施に当たり、戦略作物の生産拡大のための乾燥調製施設や加工施設の整備等を緊急に実施します。
- 3 鳥獣被害緊急対策事業 100億円  
中山間地域等での戦略作物の生産拡大等のため鳥獣被害対策を緊急的に支援します。
- 4 甘味資源作物に係る戸別所得補償制度移行緊急対策 223億円  
戸別所得補償制度への円滑な移行等のため、(独)農畜産業振興機構砂糖勘定の累積債務解消に向けた措置を緊急に実施します。
- 5 戸別所得補償実施円滑化基盤整備対策(公共) 374億円  
戸別所得補償制度の本格実施に当たり、戦略作物の生産拡大のための農地の区画整理、用排水施設等の基盤を整備します。

お問い合わせ先：

|                     |                      |                    |
|---------------------|----------------------|--------------------|
| Iの1, 3, 4の事業        | 大臣官房政策課戸別所得補償制度推進チーム | (03-6744-1850 (直)) |
| Iの2の事業              | 生産局農業生産支援課           | (03-3597-0191 (直)) |
| IIの3, 4、IIIの2～4の事業  | 生産局総務課               | (03-3591-8447 (直)) |
| IIの1, 2、IIIの1, 5の事業 | 農村振興局総務課             | (03-3591-6098 (直)) |